愛知県立半田商業高等学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図る。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているもの(いじめ防止対策推進法第2条)とする。

この定義は、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)の ために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面 的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当な期間(少なくとも3か月以上)継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

Ⅱ いじめ防止の対策について ~いじめを起こさないために~

(1) 組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、以下のいじめ・不登校対策委員会を設置する。

ア 「いじめ・不登校対策委員会」

≪役割≫

- ・いじめ防止対策全般(未然防止、早期発見、事案発生時の対応)の立案
- ・「対策支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・校内研修の企画と実施
- ・いじめ防止のための年間計画の作成と実施や本基本方針の検証と見直し

《メンバー》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、生徒相談部主任、学年主任、養護教諭、 特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

イ 対策支援チーム

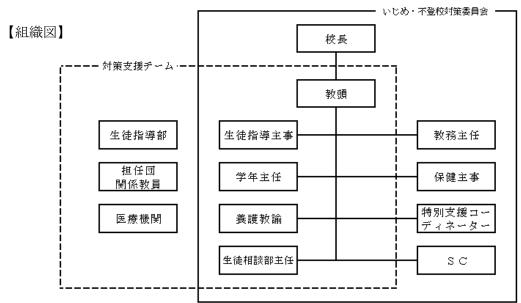
≪役割≫

- ・いじめ防止対策全般(未然防止、早期発見、事案発生時の対応)への対応
- ・いじめ事案に関する生徒情報などの集約
- ・いじめ事案発生時の初期対応

《メンバー》

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒相談部主任、養護教諭

※事案に応じて、関係の深い適切な教員や医療機関を追加したり、インターネットに詳しい教員 を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。



(2) 具体的な取組について

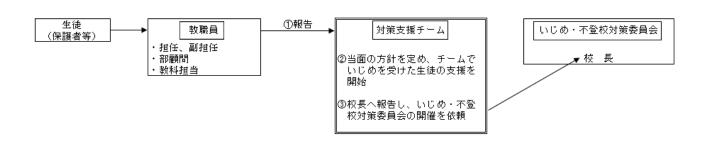
	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関 との連携
未然防止	ア いじめに対する共通理	○全教職員に対して、校内研修を実施する。	○本方針の公開
	解を図る。	○生徒に具体的ないじめ事例を提示する。	
	イ 生徒がいじめに向かわ	○道徳教育や人権教育の充実を図る。	○地域と連携した体
	ない態度・能力を育成す	○体験活動や読書活動を推進し、社会性を養う。	験活動の実施
	る。	○ストレスをコントロールする能力やコミュニケ	○学校評議員への学
		ーション能力を養う。	校行事の公開
	ウ いじめを生まないため	○一人一人の生徒を大切にした、発達支援的な授	○保護者・地域への授
	の指導に留意する。	業づくりに努める。	業公開
		○教員の不適切な指導により、いじめを助長する	
		ことがないよう細心の注意を払って指導に当た	
		る。	
		○生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題につい	
		て考える取組を積極的に実施する。	

	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関 との連携
未然防止	止 エ 自己有用感や自己肯定 〇クラスや部活動等で一人一人が活躍でき、他者		○中高連携
	感を高める。	の役に立っていると実感できる機会の提供に努	○地域と連携した体
		める。	験活動の実施
		○体験活動を通して、社会に貢献しているとの思	
		いが得られる機会の提供に努める。	
早期発見	全教職員が、いじめの兆候を	・見逃さず、積極的にいじめの認知に努める。	○地域の巡回
	ア アンケートを定期的に	○毎学期、アンケートを実施する、	○保護者アンケート
	実施する。	○アンケートの質問項目や実施方法については適	の実施
		宜検討し、いじめの通報や生徒自らがいじめ等、	○認知件数の公開
		生徒指導上の課題について考える取組の一助と	
		なるものとする。	
	イ 教育相談の充実を図	○毎学期、学校外の相談窓口を周知する。	○保護者面談での聞
	る。	○適宜、個人面談を実施する。	き取り実施
点検	各学期の取組については下の)【PDCAサイクル図】により検証する。	○各年度の取組につ
検証	【PDCAサイクル図】		いて学校関係者評
見直し			
	P いじめ防止の	年間計画の策定	価」の評価を行う。
	The second secon		
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		
	C 「取組評価アンケート」 (7月、12月)、		
	「学校評価(中間評価)」の実施(9月、2月)		
	A 「取組評価アンケート」「学校評価(中間評価)」		
	の結果についていじめ・不登校対策委員会で検証(9月、2月)		
	※「取組評価アンケート」は	全教職員対象に実施する。	

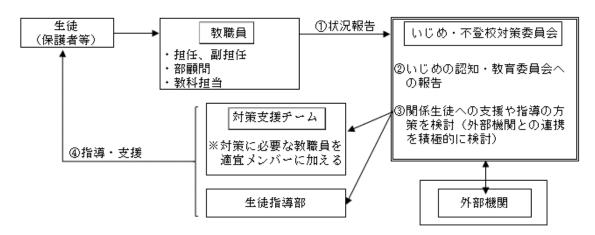
Ⅲ いじめへの対処(事案発生時の対応) ~いじめが起きたら~

(1) 発見・通報を受けた際の対応

ア 初期対応 (対応支援チームが中心となり、迅速に対応)

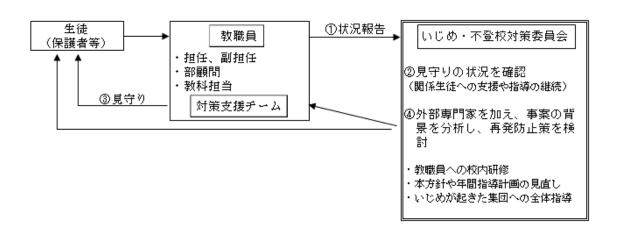


イ 解消に向けた対応 (いじめ・不登校対策委員会が中心となり、解消に至るまで対応)



※解消に至るまで③→④→①を繰り返す。

ウ 解消後の事後対応 (いじめ・不登校対策委員会が中心となり、見守りと再発防止策を実施)



- (2) いじめられた生徒・保護者への対応
 - ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
 - イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
 - ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
 - エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
 - オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
 - カ 外部専門家 (スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等) との連携を積極的に提案 する。
 - キ いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
 - ク インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

- (3) いじめた生徒・保護者への対応
 - ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
 - イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
 - ウ いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的または物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ・不登校対策委員会で検討する。
 - エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
 - オ 必要に応じて、外部専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)との連携 を提案する。
 - カ いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続 する。
 - ク インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実関係の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
 - イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三 者的な立場の生徒の個人情報に十分に配慮する。
 - ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防の措置をとる。
 - エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するように促す。
 - クーインターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

Ⅳ 重大事態への対応

- (1) 重大事態の用件(「いじめ防止対策推進法」第28条)
 - ア いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

年間指導計画

月	取 組 等	未然	早期	点検
/ •		防止	発見	検証
4	学校いじめ基本方針に関する校内研修の実施			0
	〔いじめ・不登校対策委員会〕			Ü
	保健調査の実施〔保健部〕	0	0	
	相談室やSCの周知〔相談部〕	0		
	個人面談の実施〔各学年会〕	0	0	
	毎日の朝読朝学〔各学年会〕	0	0	
	クレペリン検査〔相談部〕		0	
	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
5	公開授業の実施〔教務部〕	0	0	
	毎日の朝読朝学〔各学年会〕	0	0	
	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
6	いじめ実態調査アンケートの実施〔学年会・生徒指導部〕		0	
	毎日の朝読朝学〔各学年会〕	0	0	
	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
7	生徒指導だよりの発行〔生徒指導部〕	0		
	体験活動、インターンシップの実施〔進路指導部・商業科〕	0		
	相談だよりの発行〔相談部〕	0		
	毎日の朝読朝学〔各学年会〕	0	0	
	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
8	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
9	中間評価の実施			0
	個人面談の実施〔各学年会〕	0	0	
	公開授業の実施〔教務部〕	0	0	
	毎日の朝読朝学〔各学年会〕	0	0	
	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
	いじめ・不登校対策委員会の実施			0
10	毎日の朝読朝学〔各学年会〕	0	0	
	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
11	いじめ実態調査アンケートの実施〔学年会・生徒指導部〕		0	
	毎日の朝読朝学〔各学年会〕	0	0	
	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
 月	取組等	未然	早期	点検
71		防止	発見	検証

12	人権講話の実施〔校長〕	0		
	生徒指導だよりの発行〔生徒指導部〕	0		
	相談だよりの発行〔相談部〕			
	学校アンケートの実施〔教務部〕			0
	毎日の朝読朝学〔各学年会〕	0	0	
	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
1	毎日の朝読朝学〔各学年会〕	0	0	
	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
2	自己評価の実施〔各分掌〕			
	学校関係者評価委員会の実施			\circ
	毎日の朝読朝学〔各学年会〕	0	0	
	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
	いじめ・不登校対策委員会の実施			\circ
3	生徒指導だよりの発行〔生徒指導部〕	0		
	情報モラル・マナー教育研究会の実施			
	[1、2年学年会・商業科]	O		
	相談だよりの発行〔相談部〕	0		
	毎日の朝読朝学〔各学年会〕	0	0	
	ネットパトロール〔生徒指導部〕		0	
	学校いじめ基本方針の見直し〔いじめ・不登校対策委員会〕			0